

平成 27 年 12 月 7 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

入札に関する重要事項について (プラスチック製容器包装)

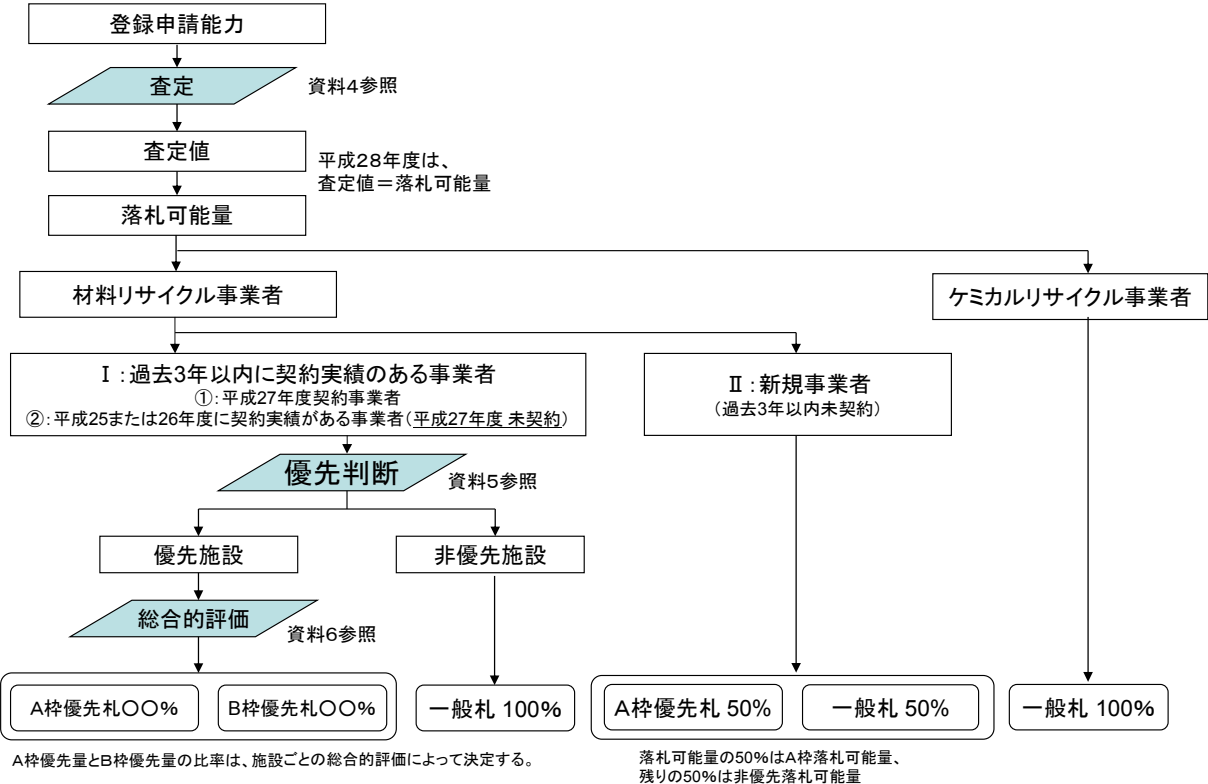
1. 平成 28 年度入札の主な変更点

平成 22 年度入札以降、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会 合同会合 による「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ(平成 22 年度入札に向けた取りまとめ)」に従い入札選定方法により実施している。今年度も、同委員会の開催等がされなかったため昨年度の入札選定方法を踏襲して実施する。

(1) 入札選定方法 ・・・ 資料 3
入札選定方法の変更はなく昨年通りである。

(2) 落札可能量、材料リサイクル優先判断 ・・・ 資料 4、5
落札可能量及び材料リサイクル優先の判断基準は昨年通りである。
その概要を以下に示す。(入札制度の全体概要参照)

平成28年度プラスチック製容器包装入札制度の全体概要



- (3) 材料リサイクル優先事業者の総合的評価と入札方法 . . . 資料6
優先資格を得た各事業者の優先量内訳（A枠落札可能量とB枠落札可能量）は、総合的評価により決定する。
- (4) 入札における上限値の設定／適用 . . . 資料7
上限値は継続して実施する。
- (5) 再商品化実施契約書 . . . 資料8
見直しを行い、一部<下記>修正した。内容を再度確認し入札のこと。
・（分別収集品の品質改善）第11条 3及び4
：再調査及び特別調査を追加した。
・（特定再商品化製品利用事業者）第17条
：⑤の条件を追加した。
・（特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等）第18条 4
：販売期間の適用除外を追加した。
- (6) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程 . . . 資料9
大幅な変更は無いが、内容を再度確認すること。
- (7) 「特定再商品化製品利用事業者について」 . . . 資料10
再商品化製品契約書（5）の変更に基づき、該当する箇所を修正した。
新たな定義に基づき特定再商品化製品利用事業者の登録書類を提出すること。
- (8) 電子証明書の取得・更新 . . . 資料15
昨年からの変更はない。
尚、Windows XP と Windows 10 には対応していないので注意すること。

2. 市町村・保管施設関係の情報提供

- (1) 市町村からの引き取り品質ガイドライン
市町村からの引き取り品質ガイドラインは、昨年度より大きな変更はない。
尚、引き取り品質ガイドラインは協会ホームページに掲載している。
- (2) 引き渡し契約量と実績の乖離の低減
市町村からの引渡し契約量と実績との乖離を低減させるため以下の取り組みを昨年度に引き続き実施した。
市町村からの引渡し契約量と実績との乖離に関し、市町村説明会で契約数量の±10%以内に収めるよう案内するとともに、REINS に当年度実績見込みと契約量との乖離が出る市町村への注意メッセージを自動的に発信した。
- (3) ベール品質調査結果
平成27年度ベール品質調査結果を協会ホームページに掲載した。